（ 続紙 1 ）

京都大学	博士（ 工 学 ）	氏名	田 中 禎 彦
論文題目	日本植民地における歴史的建造物の調査保存事業 中国東北部（満州国）、朝鮮を中心として		

（論文内容の要旨）

本論文は、20 世紀前半において日本が統治した地域の統治機関である朝鮮総督府、満州国に着目し、これらが主導した当該地域の歴史的建造物の調査や保存修理事業について事業の具体的な内容や展開、問題点を明らかにしたものである。構成は序章、本論５章、補章、結章からなる。

まず、序章で研究の目的と意義、既往研究、論文の構成について述べている。

本論の第１章、「満州地方における歴史的建造物の調査と史的叙述の特徴」では、当該地域の建築史研究の展開を明らかにしている。あわせて研究者がもった満州建築に対する史観に着目し、次第に満州地方の建築が、中国全土からみても独特な価値をもつ建築群として認識されていった過程を示している。一方、満州の調査研究の展開は日本の大陸進出の展開と密接な関連性があり、研究者の満州建築に対する認識はこうした時代背景と論者の視点によって推移したことも指摘している。

第２章、「満州国における歴史的建造物の調査保存事業」では、満州国が主体となっておこなった「文化財」調査保存事業につき、執行機関の変遷について検討した後、調査保存事業の具体的な展開を、当時発せられた訓令や通牒の内容なども参照しつつ明らかにしている。また、法規体系の整備過程と内容、および事業予算の変遷を検討し、法規については、日本内地の関連法をふくめて相対的な位置づけを行っている。最後に、満州国の「文化財」調査保存事業の背景にある政策的な意図についても検討した結果、満州国政府は、国内の「文化財」調査にいち早くのりだし、建国翌年には「古蹟保存法」（1933 年）を制定して保存体制を整えるなど、「文化財」保存に対する意識が高かったことを指摘した。

第３章、「満州国における熱河古蹟の調査保存事業」では、満州国における歴史的建造物の調査保存事業における個別具体的なケーススタディとして熱河古蹟の調査保存事業を扱っている。まず、熱河古蹟の調査保存活動について、修理事務所の活動の実態を明らかにした。本事業は満州国の歴史的建造物の調査保存事業のなかでも最大級のものであり、満州国という外地に、国が直轄事業としてのべ 11 人の技術者を雇用し約 10 年にわたって修理事務所を存続させたことは特筆すべき事実であり、これは当時の日本内地における法隆寺国宝保存工事事務所の活動に匹敵することも指摘した。

氏　名	田　中　禎　彦

また、修理報告書を通じて、修理技術者の保存に対する取組を明らかにした。あわせて、熱河古蹟という特異なスタイルを持つ建造物群について、当時の建築家や建築史家がもった評価の観点を検討し、彼等の異文化理解の方法や問題意識の一端についても言及した。

第４章、「朝鮮総督府による歴史的建造物の調査保存事業―執行機関の変遷と関連法規の整備過程について」では、20 世紀前半に朝鮮総督府によって行われた朝鮮半島における歴史的建造物をふくめた「文化財」の調査保存事業の全体像を示すべく、総督府における執行機関の変遷と、関連法規の整備過程についてまとめている。「寺刹令」（1911 年）、「古蹟及遺物保存規則」（1916 年）、「朝鮮宝物古蹟名勝天然紀念物保存令」（1933 年）といった主要な法令の内容と制度が導入された背景などを整理している。特に法令については日本内地の制度との比較から、法制度および方法における朝鮮の先進性が明らかにされた。

第５章、「朝鮮総督府による歴史的建造物の調査保存事業―調査保存事業の史的展開と事業予算」は、朝鮮総督府による朝鮮の歴史的建造物の調査事業の展開と、調査にもとづく修理事業の展開を事業に携わった人員を含めて明らかにしている。その結果、20 世紀初頭の関野貞らの個人的ともいえる調査は、やがて朝鮮総督府による組織的な調査研究へと移行し、内外の研究者による朝鮮全域の調査は昭和戦前期を通じて継続したことを指摘した。また朝鮮の初期の調査保存体制を支えた技術者は、日本での関野の人脈が朝鮮へと移行したこと、その後、「朝鮮宝物古蹟天然記念物保存令」制定以降は、日本内地とほとんど同じ建造物修理の事業体制が朝鮮に構築されていったことを明らかにした。

補章、「台湾における歴史的建造物の調査保存事業」では、台湾における調査保存事業について、その概要を示している。

結章では、先ず日本植民地における歴史的建造物調査保存事業の施策の展開と意義、問題点を総合的に考察している。具体的には、事業の特徴点や問題点を制度の相互の関連性や先進性、各地でとられた修理の方針や人的ネットワーク等といった保存修理を支えた体制や技術的課題について検討し、そのような調査保存事業を推進した当時の為政者側の意図について言及している。

最後に、東アジアにおける歴史的建造物に関する保存協力を、二国間、および国際機関を通じての協力などの現時点での概要と成果、問題点を示し、本研究が示した日本植民地における日本人による歴史的建造物調査保存事業の意義と問題点をふまえたうえで、今後日本がとるべき文化遺産保護にかかる国際協力のありかたについて提言を行っている。

（続紙　２　）

氏　名	田　中　禎　彦

（論文審査の結果の要旨）

本論文は、20 世紀前半において日本が統治した地域の統治機関である朝鮮総督府、満州国に着目し、これらが主導した当該地域の歴史的建造物の調査や保存修理事業について事業の具体的な内容や展開、問題点を明らかにしたものである。その主要な研究成果は以下の通りである。

１）満州国、朝鮮総督府および日本内地の「文化財」保護施策について個別に、あるいは相互比較的に検討し、朝鮮総督府の施策に先進的な試みが認められることを明らかにした。特にその法令は、内地に先駆けて史蹟や名勝を保護対象とし、有形文化財と史蹟を一元的に扱う等、戦後の日本の文化財保護法にも影響を与えた画期的なものであった。

２）伊東忠太や関野貞が携わった初期の保存修理では彼らの個人的な人脈のなかから事業体制が整えられたが、1930 年代以降の朝鮮においては、日本内地の修理技術者が次々に朝鮮に派遣される等、内外地を超えた修理現場のネットワークが構築されていたこと、また修理中に綿密な調査を行い、材料の取り替えや現状変更に慎重な姿勢をしめすなど、日本内地の修理の原則が外地においても適用されたことが明らかとなった。

３）植民地「文化財」保存行政は対外的な文化アピールと対内的な民族の撫育という二面性をもっていたこと、すなわち大部な調査報告書が発刊されて各国に寄贈される等、対外的な文化的アピールが行われる一方、対内的には当該地域の代表的な遺構を優先的に指定顕彰する等、「文化財」による啓蒙が政策的に期待されたことを明らかにした。

以上、本論文は、日本植民地における「文化財」保護行政の全容を明らかにし、あわせて歴史的建造物の修理を対象として、当該地域への文化的介入行為の性質を考察したものであり、学術上、実際上寄与するところが少なくない。よって、本論文は博士（工学）の学位論文として価値あるものと認める。

また、平成２１年１２月２４日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。